平成２５年（フ）第１９７３号
福岡市早良区野芥７丁目40番１―203号
債務者　西﨑　遥加（旧姓許山）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２号
秋田県横手市大雄字一ノ関南102番地１
債務者　佐々木麻里子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３８６号
函館市昭和２丁目12番６号　笹森マンション１階左奥
債務者　鈴木　泰子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地162
債務者　西條　光広
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１４４号
岐阜県大垣市島町208番地１　県営荒崎住宅Ａ６―632
債務者　丸岩アキヨシこと　マルイワ　カルロス　アキヨシ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
茨城県石岡市大塚1932番地
債務者　小林　大悟（旧名香保里）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２９３号
千葉県四街道市鷹の台１丁目６番89―103号サンクレイドル千城台
債務者　高橋　利男
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９４号
千葉県四街道市鷹の台１丁目６番89―103号サンクレイドル千城台
債務者　高橋　友子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３０５号
千葉県四街道市めいわ１丁目15番１―102号ガーデンプレイスめいわ
債務者　岡﨑　早苗（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１１号
千葉県八街市榎戸922番地28　ボナールＢ202
債務者　新沼　純也（旧姓志田・村上）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１２号
千葉県八街市榎戸922番地28　ボナールＢ202
債務者　新沼三貴子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１３号
千葉県四街道市大日251番地12　ガーデンハイム202
債務者　今村　健二
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１４号
千葉県四街道市大日251番地12　ガーデンハイム202
債務者　今村めぐみ
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１６号
千葉県富里市十倉587番地27
債務者　酒匂　鐵男
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１７号
千葉県富里市十倉587番地27
債務者　酒匂　和美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１８号
千葉県成田市名古屋1257番地62　コーポ青葉103
債務者　駒村　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１９号
千葉県八街市大木670番地193
債務者　藤原　繁幸
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部